

資料1

# 前回の御議論を踏まえた論点整理

平成26年11月19日

# (1) 司法との関係

---

## (1)－1 地方自治体が裁定を行うことの法的論点

### 論点

裁定制度は他の行政審判制度と比較して、より司法の領域に近い制度と考えられるが、地方自治体が裁定を行うことに法的な問題はないか。

- 裁定制度の発足当初と異なり、現在では民事に行政が介入することも多く行われている。収用裁決(損失補償額を巡る当事者訴訟)や特許(通説に従えば特許無効審判に対する訴訟)に見られるような片方当事者に権利を与えたといった行政の関与がないのは確かであるが、公害に関する民事紛争との理由で特別扱いする必要はないのではないか。
- 当事者が民事訴訟を提起しない場合にはじめて法的効果を持つとの現在の責任裁定の効力を前提とするならば、司法権との間で憲法上の問題は生じないのではないか。

## (1) 司法との関係

---

### (1)－2 権利救済に係る判断の統一性

#### 論点

都道府県が裁定を行うとした場合、都道府県により法的判断にバラツキが生じることも想定されるが、ある程度のバラツキは許容できるか。

#### 【バラツキについて】

- 事件ごとに特性があるように、判断のバラツキはある程度は許容せざるをえないのではないか。

#### 【審級制について】

- 審級制を採用したとしても、公害等調整委員会への再審査の申立てを前置としなければ特段の問題は生じないのではないか。
- 責任裁定は当事者が民事訴訟を提起しない場合にはじめて法的効果を持つものであり、それ自体に法的効果のない裁定の内容を上級審(公害等調整委員会)で争う必要はないのではないか。

## (2) 都道府県における体制整備(法的観点)

---

### (2)－1 独立性・中立性の確保

#### 論点

都道府県の組織として、現在は審査会方式または名簿方式の選択制となっているが、裁定を行うとした場合は、審査会方式を前提とすべきかどうか。

- 名簿方式であっても、自治紛争処理委員制度のように、任命されてから事件が終結するまでの間は特段の理由がなければ解任されないとする事で、独立性・中立性を確保できるのではないか。
- 審査会方式に限定することは地方分権の観点から望ましいとはいえない。
- 事件数が少ない都道府県では名簿方式でもよいのではないか。
  
- 審査会方式であれば委員が総会等を通じて密に連携することができ、裁定を行う能力の確保につながるのではないか。
- 裁定権限の受け皿としての審査会の共同設置を視野に入れると、審査会方式を前提とする方が望ましいのではないか。

## ○ 審査会方式と名簿方式の比較【第2回資料】

公害等調整委員会	都道府県審査会方式	都道府県名簿方式
職権行使の独立性(設置法5条)	職権行使の独立性	職権行使の独立性
国会同意人事(設置法7条)	議会同意人事(法16条)	知事による委嘱(法18条)
委員の任期5年(設置法8条)	委員の任期3年(法16条)	候補者の期間1年(法18条)
身分保障(設置法9条) 委員会が心身の故障又は職務上の義務違反その他非行を認めるとき、内閣総理大臣は罷免(設置法10条)	身分保障(法16条) 都道府県知事が心身の故障又は職務上の義務違反その他非行を認めるとき、議会の同意を得て罷免可能(法16条)	—
政治活動の制限(設置法11条)	政治活動の制限(法17条)	—
委員長・常勤委員の営利企業等の従事制限(設置法11条)	—	—
規則制定権(設置法13条)	—	—

(注)設置法:公害等調整委員会設置法

法:公害紛争処理法

## ○ 自治紛争処理委員について

- 自治紛争処理委員は、地方公共団体相互の間または普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停(調停の制度)、市町村に対する都道府県の関与についての審査・勧告等(審査勧告等の制度)などを行う。
  - 自治紛争処理委員は3人であり、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣等が任命する。
  - 事件ごとの任命であるため、事件が終結した場合には職を失うとの規定がある(地方自治法第251条第4項)。
  - 独立性・中立性を確保する規定として、以下のものがある。
    - ① 職権行使の独立性(自治紛争処理委員の審査の手続に関する省令第2条)
    - ② 政治活動の制限(地方自治法第251条第6項)
    - ③ 罷免事由の法定(地方自治法第251条第5項、第6項)
- ※2人以上が同一の政党その他の政治団体に属することとなったとき、心身の故障や非行があると認められるときなど。国地方係争処理委員会の委員と異なり罷免には両議院等の同意を要しない。

## (2) 都道府県における体制整備(法的観点)

---

### (2)－2 組織の法的位置づけ

#### 論点

都道府県公害審査会等は地方自治法上の附属機関と位置づけられているが、裁定を行うとした場合に、これを行政委員会に改組する必要があるかどうか。

- 公害等調整委員会は裁定制度導入時に八条機関から三条機関に改組したが、都道府県の審査会についても附属機関から執行機関にする必要性はどれほどあるか。
- 地方における行政改革の観点から、行政委員会を新設することはハードルが高いのではないか。

## (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

### (3)－1 法曹資格者の配置

#### 論点

都道府県が裁定を行うに当たって、事務局職員に法曹資格者を配置する必要があるのではないか。

- 事務局に法曹資格者を配置することも検討すべきだが、裁判所書記官に当たる人材の確保も重要ではないか。
- 法曹資格者を必ず置くこととするのは行き過ぎではないか。都道府県労働委員会のノウハウを活用するなどの方法はないか。
- 事件数の少ない都道府県で事務局に法曹資格者を確保したとしてもあまり意義はないのではないか。
- 事件数の少ない都道府県であっても裁定を行う以上は法曹資格者が必要ではないか。
- 環境部局の職員が併任で事務を処理することが多いが、裁定を行う場合に問題はないか。
- 事務局の体制整備が困難ならば、裁定権限を付与しない方がよいということも念頭に置くべきではないか。



## (3) 都道府県における体制整備(人員・調査能力等)

---

### (3)－2 専門委員の活用

#### 論点

調査能力を確保するために専門委員の確保が必要ではないか。

### (3)－3 調査予算

#### 論点

都道府県において、必要な調査予算が確保できるか。

### (3)－4 公害等調整委員会による支援

#### 論点

都道府県において裁定を行うに当たって、公害等調整委員会の支援策はどのようなものが考えられるか。

- 調停に際しても調査等を行っているので、都道府県が裁定を行う場合でも調査の必要性の有無はそれほど変わらないのではないか。
- 廃棄物など土壌汚染の問題について、基本的に都道府県では調査ができないから扱えないとなる。裁定機能と調査機能はセットで考えるべき問題である。
- 騒音や振動についてだけ都道府県が行うなど、裁定に係る調査費用の多寡によって公調委と都道府県の管轄を分けざるをえないのではないか。  
※今回の議題である管轄の問題とも関連

## (4) 手挙げ方式について

---

### 論点

地域により都道府県に裁定を申請する需要が少ないことも考えられることや、都道府県の意向を踏まえるべきことから、手挙げ方式を検討すべきではないか。

- 自治体が手を挙げる理由としてどのようなものが考えられるのか。
- 実際の利用者のニーズを考えなければならない。
  
- 公正な判断を理念とする裁定において手挙げ方式を採用することはその理念に不整合なのではないか。取り扱う事件を限定し、すべての都道府県が裁定を行うこととすべきではないか。  
※今回の議題である管轄の問題とも関連

## ○ 都道府県が裁定を行うことについての考え方

都道府県が裁定を行う意義として以下のような整理があり得るのではないか。ただし、都道府県における体制整備(法的観点、人員・調査能力等の観点)などの課題がある。

### 1. 地域における公害問題は住民に身近な機関で解決することが望ましい

公害等調整委員会でも現地調査や現地での期日開催を可能な限り実施しているが、地域の実情を把握している都道府県が行うことが望ましい。また、処理期間の短縮が期待される。

### 2. 都道府県における解決の選択肢が増える

公害等調整委員会では特に近年は裁定事件が多くなっており、また、都道府県における調停が打切りとなるケースも多いため、裁定を行うことにより都道府県における解決の選択肢が増えるメリットが考えられる。

### 3. 国が携わるべき事件かどうか疑問なものも見られる

簡易な測定等により事実関係が解明できると考えられる事件や、近隣紛争といえるような事件も見られるところである。